

## 和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱

令和5年3月24日付け4農畜機第7147号  
一部改正 令和5年8月4日付け5農畜機第3138号

新型コロナウイルス感染症の影響で長引く需要低迷により和牛肉の在庫が高止まりする中、素畜価格の高い肥育牛が出荷される時期は、和牛肥育経営が枝肉価格下落の影響を受けやすい状況にある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉事業者が行う産地と連携した和牛肉の新規需要開拓の取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、和牛肉の需要拡大及び在庫解消を図り、もって和牛肥育経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の実施主体は、次に掲げる者とする。

- 1 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- 2 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とし、かつ、定款において定める組合の地区が2以上の都道府県にわたる中小企業等協同組合
- 3 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とする一般社団法人又は一般財団法人

## 第2 定義

### 1 和牛

黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の4品種並びにそれらの交雑種

### 2 和牛肉

和牛に由来する肉

### 3 部分肉等

以下の(1)又は(2)の要件を満たし、個々の包装単位の肉ごとに個体識別番号が確認できる和牛肉(ただし、同一の牛の同一の部位の肉に由来するものに限る。)

(1) 大分割4部位(まえ、ともばら、ヒレ付きロイン及びもも)を脱骨・整形し13の部位に分割した肉(「ネック」、「かた」、「かたロース」、「かたばら」、「ともばら」、「ヒレ」、「リブロース」、「サーロイン」、「うちもも」、「しんたま」、「らんいち」、「そともも」及び「すね」。以下「13部位」という。)

(2) 13部位を更に分割した肉(ステーキ状、ダイス状又はスライス状に分割された肉を含む。挽肉及び端材を除く。)

### 4 個体識別番号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第2条第1項に規定する個体識別番号

### 5 フルセット

枝肉(同一個体から得られる左右で一对となる半丸枝肉の両方をいう。以下同じ。)から得られる13部位の全量から成る取引単位

### 6 ロイン

13部位のうち、「ヒレ」、「リブロース」及び「サーロイン」由来の部分肉等

### 7 実需者等

消費者に和牛肉及びその加工品等を直接販売・提供する事業者(量販、外食、通販等)及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が需要開拓の効果が特に高いと認める事業者

## 8 関係会社等

経営者（法人にあつては取締役）の一部若しくは全部が共通する事業者又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社

## 第3 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる取組を自ら実施し、又は事業参加者が1の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

### 1 和牛肉需要開拓支援事業

需要開拓計画（産地と連携した和牛肉の新規需要開拓の取組に係る計画をいう。以下同じ。）に基づく、産地と連携した和牛肉の新規需要開拓を支援する事業

### 2 推進指導

- （1）1の事業に係る需要開拓計画の実施状況の確認等
- （2）その他、事業の円滑な推進のために行う指導、調査等

## 第4 事業の要件

### 1 事業参加者

事業参加者は、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業に係る同意書（事業実施主体が自ら第3の1の取組を実施する場合は、別紙様式第1号に規定するもの。第5の1の要領に基づき事業参加者が本事業を実施する場合は同要領に基づくもの。以下「同意書」という。）に同意の上、需要開拓計画を作成する食肉事業者とする。

### 2 対象部分肉等

対象部分肉等は、以下の要件を全て満たすものとする。

- （1）事業参加者が、枝肉又はフルセットでの仕入れ（食肉センター等、自ら枝肉を生産する場合を含む。以下同じ。）を行い、所有する和牛肉に由来するものであること
- （2）令和5年3月1日以降にと畜された和牛（経産牛を除く。）に由来するものであること
- （3）実需者等へ部分肉等で販売されたものであること

- (4) 13部位のうち「ネック」及び「すね」由来の部分肉等でないこと
  - (5) 本事業に係る取引と他の取引が、伝票上明確に区分できるものであること
  - (6) 第7の3により理事長の承認を受けた和牛肉需要開拓支援緊急対策事業需要開拓計画書（事業実施主体が自ら第3の1の取組を実施する場合は、別紙様式第2号に規定するもの。要領に基づき事業参加者が本事業を実施する場合は要領に基づくもの。以下「需要開拓計画書」という。）に基づき実需者等に販売されたものであること
  - (7) 本事業による補助の対象となつたものでないこと
- 3 需要開拓計画
- 需要開拓計画は、以下の要件を全て満たすものとする。
- (1) 事業参加者による枝肉又はフルセットでの仕入れから実需者等への対象部分肉等の販売、実需者等による販売まで一貫した計画であり、計画に参画する事業者が漏れなく含まれるとともに、参画する全ての事業者が当該計画について承諾していること
  - (2) 事業参加者が直接的又は間接的に販売する実需者等による販売方法ごとに明確化して作成した計画であり、当該事業参加者から同一実需者等への販売に係る需要開拓計画が既に承認を受けていないこと
  - (3) 需要開拓計画に含まれる実需者等が、以下のいずれにも該当しないこと
    - ア 事業参加者又は計画に参画する事業者の関係会社等（対象部分肉等の取引に係る支払いが、他の取引と明確に区分して確認できる場合を除く。）
    - イ 事業参加者自身（消費者までの対象部分肉等の販売が確認できる場合を除く。）
  - (4) 一計画当たりの対象部分肉等の申請重量が、1トン以上であること
  - (5) 同一の事業参加者につき、第5の3の実施期間における対象

部分肉等の申請重量又は申請額が500トン又は2億円を超えないこと

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成等

事業実施主体は、事業参加者が第3の1の取組を実施するのに要する経費について補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い、機構や事業実施主体による指導等を定めた和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要領（以下「要領」という。）を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

### 2 事業の委託

事業実施主体は、第3の事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。

### 3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3の事業を実施するのに要する経費につき、補助するものとする。

## 第7 補助金の交付手続等

### 1 需要開拓計画書の作成

本事業を実施する事業参加者は、第4の1に定める同意書及び需要開拓計画について記載した需要開拓計画書を作成するものとする。

### 2 需要開拓計画書の応募

事業実施主体は、要領に基づき事業参加者から提出される需要開拓計画書について、事業の要件に合致するなど、内容が適正であると認める場合は、1により自ら作成した需要開拓計画書と併せ

て取りまとめの上、別紙様式第3号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業応募書を作成し、1により自ら作成した同意書及び需要開拓計画書並びに要領に基づき事業参加者から提出される需要開拓計画書の写しとともに理事長が別に定める日までに理事長に提出するものとする。

### 3 機構による需要開拓計画書の審査及び承認

理事長は、別に定める和牛肉需要開拓支援緊急対策事業計画審査要領に基づき設置される審査委員会における各需要開拓計画書の審査結果を基に、予算の範囲内において応募のあった需要開拓計画書の全部又は一部を承認し、事業実施主体にその旨を通知するものとする。

### 4 補助金の交付申請

事業実施主体は、3により理事長の承認を受けた需要開拓計画書について補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第4号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 5 需要開拓計画書の変更

事業実施主体は、3により理事長の承認を受けた需要開拓計画書を変更しようとするときは、変更の内容を明記した需要開拓計画書を改めて2により応募の上、3により理事長の承認を得るものとする。ただし、変更前の需要開拓計画書に記載した申請重量及び申請金額のいずれか又は両方を減少させる場合であって、その他の内容に変更がないときは、変更の内容を明記した需要開拓計画書を理事長に提出することにより、変更後の需要開拓計画書について3の承認を得たものとみなすものとする。

### 6 補助金の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第5号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

- (2) 事業費の30%を超える増減
  - (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 7 補助金の概算払
- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
  - (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第6号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。
- 8 効果の分析
- (1) 事業実施主体は、自ら第3の1の取組を実施する場合は、需要開拓計画書に基づく取組が終了した際には、遅滞なく需要開拓計画書に基づく販売の結果や効果等を別紙様式第7号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業販売結果報告書（以下「結果報告書」という。）により、理事長に報告するものとする。
  - (2) 事業実施主体は、自ら第3の1の取組を実施する場合において、(1)の結果報告書に記載の内容にロインに係る実績が含まれる場合には、実需者等が作成した別紙様式第8号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業購入部位報告書（以下「購入部位報告書」という。）を併せて提出するものとする。
  - (3) 事業実施主体は、事業参加者が第3の1の取組を実施するのに要する経費について補助する場合であって、需要開拓計画書に係る取組が終了した事業参加者から要領に基づき提出される結果報告書及び購入部位報告書について、事業の要件に合致するなど、内容が適正であると認めるときは、当該報告書の写しを理事長に提出するものとする。

## 第8 事業の実績報告

事業実施主体は、要領に基づき事業参加者から提出のあった事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日まで

に別紙様式第9号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して第7の4の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第8に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第8に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第10号の和牛肉需要開拓支援緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの事業参加者の仕入れに係る消費税等相当額がな

い場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第10 事業の推進指導

- 1 機構は、事業実施主体及び事業参加者に対し、事業の適切な実施を確認するために必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

#### 第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、機構はその開示を求めることができるものとする。また、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第12 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体及び事業参加者に対し立入調査し、又は報告を求めることができるものとする。なお、事業実施主体及び事業参加者は、正当な理由なくこれを拒んではならないものとする。

#### 第13 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和5年3月24日付け4農畜機第7147号）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月4日付け5農畜機第3138号）  
この要綱の改正は、令和5年8月4日から施行する。



別紙様式第1号

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業に係る同意書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名

私は、令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業に参加するに当たり、下記の事項について同意します。

記

- 1 本事業に係る要綱の内容を十分理解の上、事業に参加すること。
- 2 全ての提出書類の内容を把握し、その内容について責任を持つこと。
- 3 審査結果の通知遅延や応募した需要開拓計画書が不承認、その他本事業の手続に起因するあらゆる損害は自ら負担すること。
- 4 以下に掲げる事項のうち、いずれかに該当することが確認された場合は、交付決定の取消しや不交付となることを理解し、また、それまでに交付された本事業に係る補助対象経費について、その全部又は一部を速やかに貴機構へ返還すること。
  - ① 法令及び要綱の規定に反する行為があった場合
  - ② 要綱に基づく貴機構の指示や指導に正当な理由なく応じない場合
  - ③ 本事業に係る提出書類等に虚偽（過剰な申請を含む。）が確認された場合
  - ④ その他事業の円滑な執行に支障となる行為が発覚した場合

別紙様式第2号

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業需要開拓計画書

新規・変更の別（下記の中から該当する選択肢にチェックを付してください。）	
<input type="checkbox"/>	新規の応募の場合
<input type="checkbox"/>	変更の応募の場合（審査委員会による審査を行うもの）
<input type="checkbox"/>	変更の提出の場合（審査委員会による審査を行わないもの）

番 号  
年 月 日

需要開拓計画書No.（事業実施主体記載）									
		-				-			-

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

（ 事業実施主体名  
代表者氏名 殿 ）

住 所

事業者名

氏名又は事業者の代表者名

令和 年度において、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業に参加したく、下記のとおり提出します。

記

1 経営概要

- (1) 事業者名
- (2) 代表者氏名
- (3) 担当者氏名
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

2 需要開拓計画の内容

別紙のとおり

3 要綱第2の7の理事長が認める事業者として申請を希望する場合は、本計画による需要開拓の効果が特に高いと考える理由

(注) 要綱第7の5に基づく既に承認を受けた需要開拓計画書の変更に係る申請の場合は、承認を受けた需要開拓計画書に記載された需要開拓計画書No.を記載するとともに、別紙も含め変更前と変更後が比較できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。



## 2. 計画に係る参画者

### (1) 参画者一覧

業種	会社名	代表者	担当者	担当者連絡先
仕入元				
事業参加者				
実需者等				

(注1) 事業参加者と実需者等以外の参画者については、必要に応じて行を追加するなどして記載してください。

(注2) 事業参加者による枝肉又はフルセットの仕入れから実需者等への販売に至るまでの販売経路に係る者を全て記載してください。なお、実需者等の途中変更はできません。また、記載する事業者には予め計画内容の承諾を得ている必要があります。

(注3) 1つの計画に参画できる実需者等は原則1者のみとなりますが、同一の販売方法による場合は、複数記載することができます。

(注4) 実需者等が事業参加者自身(事業参加者と実需者等が同一)の場合は、事業参加者及び実需者等の会社名の欄に部署名まで記載してください。

### (2) 実需者等の関係会社等への該当の有無

本計画における実需者等は、事業参加者又は計画参画者の関係会社等(要綱第2の8)に	<input type="checkbox"/> 該当しません。
	<input type="checkbox"/> 該当します。

(注1) 当てはまる選択肢にチェックを付けてください。

(注2) 「該当します」に当たる場合は、対象部分肉等の取引に係る支払いが、他の取引と明確に区分して確認する必要があります。(要綱第4の3(3)ア)

(参考) 「関係会社等」の定義(要綱第2の8)

経営者(法人にあっては取締役)の一部若しくは全部が共通する企業事業者又は会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第25号に規定する関係会社

## 3. 販売計画

### (1) 取組期間(実需者等への販売予定期間)

令和 年 月 ~ 令和 年 月

(2) 事業参加者による枝肉仕入れから実需者等への販売に至るまでの販売経路の概要を、2の参画者全員の役割を含めて記載してください。

--

(3) 計画の取組により期待できる効果（具体的に記載のこと）

①需要開拓への取組

和牛肉の需要（消費）を開拓するためにどのような取組を計画しているかを記載してください。

②需要の定着性

取組によって、和牛肉の需要（消費）をどのように定着させると計画しているかを記載してください。

③新規性

取組の新規性（計画に参画する者における通常取引とは異なる点等）を記載してください。

④産地との連携

和牛肉の生産地との連携内容について記載してください。

⑤独自性

取組の独自性（他者が取り組んでいない点等）を記載してください。

⑥取組が以下の事項に関係する場合はチェックを付けた上で、該当する取組内容を記載してください。（追加加点対象）

ア 学校給食

チェック	取組内容
<input type="checkbox"/>	

イ 子ども食堂

チェック	取組内容
<input type="checkbox"/>	

(4) 申請重量及び申請金額

	申請重量	補助単価	申請金額
ロイン	kg	800 円/kg	円
ロイン以外	kg	300 円/kg	円
合計	kg		円
変更に係る追加額(注4)			円

(注1) 合計の申請重量は、下記の申請重量上限の算出を考慮した重量とし、かつ、1トン以上としてください。

(注2) ロインについては、結果報告書の提出時に実需者等が作成する購入部位報告書の提出が必要です。

(注3) 同一の販売方法によるものとして、1つの計画において複数の実需者等へ販売する場合は、実需者等ごとに区分して記載してください。

(注4) 要綱第7の5に基づく既に承認を受けた需要開拓計画書の変更に係る申請の場合は、追加を希望する申請金額を合計欄の下に記載してください。

<申請重量の妥当性>

--

<申請重量上限の算出>

事業参加者から実需者等への令和5年度における3の(1)に記載した取組期間の和牛肉の販売予定重量(A)が、令和元年度又は令和4年度における同期間の和牛肉の販売実績重量(B)を上回る重量が申請重量の上限となります。

令和5年度中の実需者等への販売予定重量(A)	kg
実需者等への販売実績重量(B)(令和元年度・令和4年度)	kg
申請重量の上限(A-B=C)	kg
Cのうち、事業申請重量(D)	kg

(注1) (A)、(B)は、実需者等が複数の場合、実需者等ごとに総販売重量(補助対象外の和牛肉も含む。)を記載してください。

(注2) (B)には令和元年度又は令和4年度に実需者等に販売した実績重量を記載するとともに、該当するいずれかの年度に○をしてください。なお、

令和元年度において販売実績がない場合は、(B)には令和4年度の販売実績を記載してください。

(注3) (B)の根拠資料は、確認する場合があります。

#### 4. 取組スケジュール

令和 年	実施内容
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	

#### 5. 既に承認されている需要開拓計画書

需要開拓計画書No.	実需者等の名称	申請重量	申請金額

(注) 申請重量及び申請金額は、計画書ごとに合計したものを記載してください。

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業応募書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱第7の2の規定に基づき下記のとおり応募します。

記

和牛肉需要開拓支援事業

需要開拓計画書No.	事業参加者名	実需者等の名称	需要開拓への取組	販売計画重量 (kg)		申請金額 (円) (注)		申請金額合計 (円) (③+④)
				ロイン ①	ロイン 以外②	ロイン ③	ロイン 以外④	
合計								

(注1) ③には①の重量に800円/kgを乗じた額を、④には②の重量に300円/kgを乗じた額を記載すること。

(注2) 要綱第7の5に基づく既に承認を受けた需要開拓計画書の変更に係る申請の場合は、変更前と変更後が比較できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を ( ) 書きで上段に記載すること。

別紙様式第4号

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和5年度において、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱第7の4の規定に基づき補助金  
円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他 ( )	
1 和牛肉需要開拓支援事業	円	円	円	
2 推進指導				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月

令和 年 月 ～ 令和 年 月

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施計画書

1 和牛肉需要開拓支援事業

需要開拓計画書No.	事業参加者名	実需者等の名称	需要開拓への取組	販売計画重量 (kg)		申請金額 (円) (注)		申請金額合計 (円) (③+④)
				ロイン①	ロイン以外②	ロイン③	ロイン以外④	
合計								

(注1) 別紙様式第3号の提出を受けて機構が通知する審査結果において、承認された需要開拓計画書の内容のみを記載すること。

(注2) ③には①の重量に800円/kgを乗じた額を、④には②の重量に300円/kgを乗じた額を記載すること。

2 推進指導

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算
		機構補助金	その他	
(1) 実施状況確認等				
(2) その他の事務費				
合計				

別紙様式第5号

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった和牛肉需要開拓支援緊急対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱第7の6の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月

(注) 別紙様式第4号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第6号

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱第7の7の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区 分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
1 和牛肉需要 開拓支援事業	円	円	円	円	%	円	円	
2 推進指導								
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業販売結果報告書

番 号  
年 月 日

需要開拓計画書No. (事業実施主体記載)									
		-			-			-	

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

和牛肉需要開拓支援緊急対策事業において実施した標記の需要開拓計画書に係る販売について、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱第7の8の(1)の規定に基づき、下記のとおりその結果を報告します。

記

1. 計画参画者

業種	会社名	代表者	担当者	担当者連絡先	関係会社等
仕入元					
事業参加者					
実需者等					該当 非該当

2. 取組結果

(1) 取組期間 (実需者等への販売期間)

令和 年 月～令和 年 月

(2) 取組実績重量

取組実績	取組実績			計画 (補助上限)
	重量	ロイン	ロイン以外	
	金額	kg	kg	
	kg	kg	合計	kg
	円	円	円	円

(注1) 合計重量、合計金額それぞれにおいて、取組実績が計画を上回っている場合は、計画(申請)重量及び計画(申請)額が補助の上限となりますので、取組実績については、上限以内の重量及び金額としてください。

(注2) 取組実績重量は、添付書類で提出する受領書及び購入部位報告書で確認でき

る重量となります。

(注3) 同一の販売方法によるものとして、1つの計画書において複数の実需者等へ販売を行った場合は、取組実績について実需者等ごとに区分して記載すること。

### (3) 需要開拓の取組結果

--

(注) 取組の具体的な内容を把握するために、需要拡大の取組の実態・実績が確認できる資料(写真等)を添付してください。

#### 取引実績重量

令和5年度中の実需者等への販売実績重量	kg
実需者等への販売実績重量(令和元年度・令和4年度)	kg

(注1) 2の(1)の実需者等に対する取組期間中の総販売重量(補助対象外の和牛肉も含む。)を記載してください。

(注2) 販売実績の根拠資料は、確認する場合があります。

(注3) 実需者等への販売実績重量については、要綱第7の3により理事長の承認を受けた標記の需要開拓計画書の「<申請重量上限の算出>」に記載した当該重量を記載するとともに、該当するいずれかの年度に○をしてください。

(注4) 同一の販売方法によるものとして、1つの計画において複数の実需者等へ販売する場合は、実需者等ごとに区分して記載してください。

### (4) 取組効果

取組の効果や改善点について、事業参加者、実需者等それぞれの立場から具体的に記載してください。

(事業参加者)
(実需者等)

### (5) 需要定着

事業終了後の需要の定着に向けた方針等を記載してください。

--

### 3. 添付書類（必須）

#### （1）伝票類

##### ①枝肉仕切書

（事業参加者が枝肉、フルセットで購入した記録が分かるもの）

##### ②補助対象和牛肉に係る実需者等の受領書

（補助対象の和牛肉のみが記載されているもので、部位、重量、個体識別番号の記載があるもの。）

##### ③ロインの販売があった場合にあっては、実需者等が作成する購入部位報告書（別紙様式第8号）

#### （2）需要開拓の取組の実態が確認できる資料等

#### （3）実績重量が計画を下回った場合は、下回った理由及び変更手続を申請しなかった理由を併記した理由書

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業購入部位報告書

番 号  
年 月 日

(事業参加者 あて)

需要開拓計画書No.			-				-												
------------	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

実需者等の名称  
住 所  
代表者名

担当者名  
部署  
連絡先

表記について、以下のとおり需要開拓計画書に基づき購入したロインの内容を報告します。

本計画に基づいて購入したロインの内容

	購入した商品名	受領日	購入元	受領書番号	重量 (kg)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合計					

(注1) ロイン以外の部位に由来するものは記載しないこと。

(注2) 購入した商品名は、受領書に記載のあるものとし、当該商品名によって使用されたロインの部位が明確に確認できるものであること。(確認ができない場合は、購入部位報告書の内容が完備されていないものとし、他の要件を満たす場合には、補助率300円/kg以内が適用されます。)

(注3) 実需者等が事業参加者自身(事業参加者と実需者等が同一)の場合には、この様式中「購入」とあるのは「受領(納品)」と読み替えて記載するものとし、事業参加者及び実需者等は需要開拓計画書の別紙に記載した部署名まで記載すること。

別紙様式第9号

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった和牛肉需要開拓支援緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施要綱第8の規定に基づきその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式は、別紙様式第4号の別紙の「和牛肉需要開拓支援緊急対策事業実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ⑥	差引精算 払請求額 ⑦=④-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 ( ) ⑤		
1 和牛肉需要 開拓支援事業	円	円	円	円	円	円	円
2 推進指導							
合計							

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

令和5年度和牛肉需要開拓支援緊急対策事業に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定のあった  
和牛肉需要開拓支援緊急対策事業補助金について、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業  
実施要綱第9の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま  
す。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和○年○月○日付け○農畜機第○○号による補助金額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

{ }

注： 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

{ }

注： 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料